



2017年 11月 第64号

# 産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都港区三田 3-4-3 三田第一長岡ビル6階

TEL: 050-3506-1171



## 11月1日から新しい技能実習制度が開始されました

向寒の候、組合員の皆様におかれましては、益々ご清祥の事とお慶び申し上げます。  
さて、本組合通信内でも何度かご案内いたしました通り、11月1日から新しい技能実習生制度（外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律）がスタート致しました。

今後、新たに入国申請を行う実習生及び、11月1日以降にビザ申請（2年目・3年目へのビザ切替え）を行う実習生から、順次新実習生へ切り替わってまいります。

それに伴い、実習実施者（旧：実習実施機関）の皆様の新機構への届出、申請の為の必要書類も従来とは異なってまいりますので、ご注意ください。

※詳しくは、新制度下での申請を行う際に各担当からご説明申し上げます。

今後、実習生に関する書類の申請者は全て実習実施者（受入企業）となります。

外国人実習機構からの問い合わせは、組合ではなく直接企業に連絡が参ります。

問い合わせの連絡に関し、不明点がありましたら、すぐに組合までご連絡いただくようお願い致します。

## 新技能実習生法解説(part4) ～技能実習責任者講習について2

前回の通信にてご案内いたしました、技能実習責任者講習について、具体的な講習日程が公表され始めております。（まだ全ての地域・講習機関ではありません。）

参照：厚生労働省 HP: <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158734.html>

※技能実習責任者講習は、各受入企業の技能実習責任者が3年に1度必ず受講する事が義務とされており、実習指導員講習・生活指導員講習は、義務ではありませんが、受講が推奨されております。

お申し込みをご希望の際は、組合までご一報下さい。

## 実習生が入国しました



・2017年10月5日 2社11名（工場板金・FRP）入国しました。  
今回は、ハノイ・ノイバイ空港で、実習生の出発にも立ち会いました。  
皆さん、出国前は不安と緊張の様子で、見送りの家族や友人との時間を過ごしていました。